



老人大学院講座閉講式

—2月15日 中央公民館—

昭和63年度遠賀中間地区
老人大学院講座の閉講式が
行われました。

96名の方が、陶芸、健康
レクなど全20回の講座を修
了されました。

臨時福祉特別給付金が支給されます

消費税の創設に伴い、老齢福祉年金、特別障害者手当の受給者の方などの生活の安定と福祉の向上及び低所得の在宅ねたきり老人などに対する在宅介護の支援のため、臨時福祉特別給付金(一時金)が支給されることとなりました。具体的な支給対象者や支給の方法などは次の通りです。

- 【種類と支給額】**
- 一、臨時福祉給付金 (福祉給付金)
 - 支給対象者一人につき一万円
 - 二、臨時介護福祉金 (介護福祉金)
 - 支給対象者一人につき五万円

- 【福祉給付金の対象者】**
- (1) 平成元年二月一日(以下「基準日」といいます。)において本年二月分の次のいずれかの年金又は手当を受給できる方
 - ①老齢福祉年金
 - ②障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの(年金証書の記号番号の左から五桁目と六桁目が「63」又は「2

- 6」に該当するもの」
- ③遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの(年金証書の左から五桁目と六桁目が「27」又は「28」に該当するもの)
- ④児童扶養手当
- ⑤障害児福祉手当
- ⑥特別障害者手当
- ⑦福祉手当(経過措置分)
- ⑧原爆被爆者諸手当(医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当)

- (2) 基準日において本年二月分の特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の方
- (3) 基準日において七十歳以上の方(大正八年二月一日以前にお生まれになった方)で、市町村民税非課税世帯に属している方
 -高齢者御本人又は高齢者御本人の生計を維持している方が昭和六十三年度分の市町村民税を納めていない場合がこれに該当します。

上記(1)~(3)に該当する場合でも、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方などについてはそれぞれの制度において別に対応措置(生活

保護費に二万円を加えて支給など)がとられるため、福祉給付金は支給されません。
なお、通所(通園)施設等で通所サービスを受けている方や軽費老人ホーム等の契約型の施設に入所されている方で(1)~(3)に該当する場合は福祉給付金の支給対象となります。

【介護福祉金の支給対象者】

- (1) 基準日において生活保護を受けている方が、あるいは市町村民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属している方(御本人及び御本人の生計を維持している方が昭和六十三年度分の市町村民税を納めていないか又は均等割の税額のみを納めている場合がこれに該当します。)で次のいずれかに該当する方
 - ①基準日において六ヶ月以上(昭和六十三年八月一日以前から)継続して、ねたきり又は痴呆等の状態にあるため常時の介護を必要としている六十五歳以上の方(大正十三年二月一日以前にお生まれになった方)

- ②本年二月分の障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当(経過措置分)を受給できる方

- (2) ただし、基準日において、病院、診療所、老人保健施設に継続して三ヶ月を超えて入院(昭和六十三年十月三十一日以前からの入院)している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方、里親に委託されている方や養護委託者に委託されている方には介護福祉金は支給されません。

【受給の方法】

- (1) 臨時福祉特別給付金の支給を受けようとする方は、臨時福祉特別給付金受給申請書に必要事項を記入して住所地の市町村に三月二十五日までに提出していただきます。

ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。
なお、この申請書は一枚で福祉給付金と介護福祉金の両方の申請書を兼ねていますので、いずれの支給対象者にも該当するため両方の申請をしたい方も申請書は一枚だけ提出していただくこととなります。

- (2) 事後の円滑な支給事務手続きを進めるため、申請書を提出する際に臨時福祉特別給付金の請求と領収を市町村長に委任していただく必要がありますが、更に、市町村民税の課税状況について税務関係当局に照会することについての同意や納税証明書の添付をしていただく場合などもありますのでご注意ください。

ください。
(3) 臨時福祉特別給付金は、申請書提出後、受給資格が認定されると市町村長から支給されることとなります。
※なお、この内容は国の「パンフレット例」からの引用です。
また、この給付金の支給は国会での予算通過後となります。

町民総合グラウンド

一日開放します

町民総合グラウンド(野間)は皆さんの健康と明るく豊かな生活のため広く利用されています。特に春と秋のスポーツシーズンの日祭日は、スポーツ団体の利用が多く、一般の方が利用できないほどです。

そこで一般町民の皆さんの利用希望にこたえ、教育委員会では次のとおり一日開放日を設けます。利用については一般の申込と同じです。

- とき
 - 四月二日(日)、九日(日)
 - 五月三日(水)、四日(木)、五日(金)
 - 十月一日(日)、十日(水)
- 申込先
東部公民館
(☎二八二一〇三五)

詳しくは教育委員会社会教育課(☎二八二一一二二)へお問い合わせください。

心がけよう きれいな選挙

選挙をきれいにするために政治家や候補者などが選挙区内の人に次のような寄附をすることは、法律で禁止されています。また私たち有権者もこのような寄附をねだると法律違反になります。

- ◎お祭り、集会などの寄附
- ◎開店祝いの花輪
- ◎結婚・入学などのお祝いやお金
- ◎お葬式の香典や供花
- ◎団体旅行などの寄附

「白バラ」は明るい選挙のシンボルです

三月二十八日(火) 告示
四月 二日(日) 投票

岡垣町長選挙・岡垣町議会議員補欠選挙

【選挙資格】

昭和六十三年十二月二十七日までに転入届を行ない、なお引き続き岡垣町に住所を有する者。

【年齢要件】

昭和四十四年四月三日までに生まれた者。

【転出者】

選挙資格がありません。

【投票の方法】

(町長選挙)

☆立候補予定者説明会 3月18日(土)午前9時30分(時間厳守)

記号式投票で行います。ただし、不在者投票、点字による投票は記号式投票です。

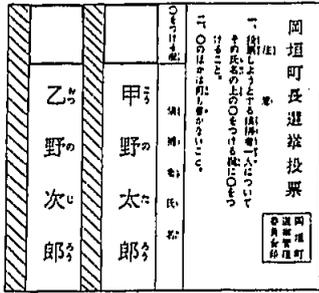
(町議会議員補欠選挙)

記名式投票で行います。記号式投票とは……

選挙人が、自ら投票用紙に氏名が印刷された候補者のうち、その投票しようとするものの一人に対して投票用紙の記号を記載する欄に○を記載して、これを投票箱に入れる投票の方法です。

◎つぎのような投票は無効となります。

- (1) 正規の○の記号の記載方法に よらない方法
- (2) 二人以上の候補者に対して○の記号を記載した投票
- (3) ○の記号以外の事項(たとえば「△」とか「×」)を記載した投票
- (4) 候補者のだれに対して○の記号を記載したか確認し難い投票



食生活改善推進教室

受講生募集中!

平成元年度、食生活改善推進教室の受講生を募集します。健康、栄養に関する学習を通して食生活について考えます。

元年度(第一または第二 毎月一回) 三金曜日

受講料 無料
人数 十五名

受講希望者は、三月三十一日までに福祉課健康対策係までお申し込みください。



兼崎 愛子ちゃん(自谷)
昭和62年3月15日生
謙三さん
弘子さん・長女



平成元年度 スポーツ教室生募集

| 教室名 | 主 旨 | 期 間 | 開設場所・日時 | 入室日時・場所 | 備 考 |
|-----|--|-----------------------------------|--|--|---|
| 相 撲 | 心身の鍛練と体力の向上を計り、健全な青少年の育成を図る。 小・中学生を募集 | H1.4~H2.3 以後継続 | 町民グラウンド H1.4~H1.10 吉木室内練習場 H1.11~H2.3 (毎)17時~19時 | H1.4.7(金) 17時~ 町民グラウンド 相撲場 | まわしは教室にて貸出 |
| 剣 道 | 強く明るく正しい子に育てる。小・中学生を中心に一般も募集(小学生は3年生以上が望ましい) | H1.4~H2.3 教室修了後白雲錬成会 へ入会も可能 | 町民武道館 (火、水、金) 18時~19時 | H1.4.16(日) 10時~ 町民武道館 | 防具は2~3ヵ月後に購入 |
| 弓 道 | 礼・智・信を養い己の心を磨き、健全な人間育成を図る。 初心者も募集 | H1.4~H2.3 | 町民弓道場 一般 (月)13時30分~15時30分 学生 (出)13時30分~15時30分 | H1.4.2(日) 13時~ 町民弓道場 (中央公民館構) | 弓道具一式備品有 一般加入希望者は 門司(282局0728)又は 花田(282局2552)へ |

1. 申 込 先 教育委員会社会教育課・東部公民館・中央公民館で備えつけの申込書で申込むこと(印鑑持参・身長・体重が必要)
2. 受付期間 平成元年 3月10日~平成 2年 3月31日(4月からは直接開設場所へ受付)

和 田 梓ちゃん(高尾)
昭和63年3月1日生

和 田 博さん
光さん・長女



入場無料 肢体不自由児・者の 美術展開催

とき 三月十六日(土)二十一日
午前十時~午後六時半
(最終日は二時三十分)
ところ 小倉井筒屋四階渡り廊下
(福岡県肢体不自由児協会等の主催で、展示品は絵画・タイプライター・書など六十九点です。)

3月の行事予定表

(16~31日)

| 日 | 曜日 | 行事名 | 時間 | 場所 | 備考 |
|----|----|----------------------------|-------------|---------|--------|
| 16 | 木 | 子宮がん・乳がん検診 | 9:30~10:30 | 東部公民館 | 健康手帳 |
| | | 中学校卒業式 | 10:00~ | 各中学校 | 455名予定 |
| 17 | 金 | 小学校卒業式 | 10:00~ | 各小学校 | 429名予定 |
| 18 | 土 | | | | |
| 19 | 日 | 隣接市郡婦人バドミントン大会 | 8:30~ | 町民体育館 | |
| | | 少年サッカー春季大会 | 10:00~ | 総合グラウンド | |
| | | 弓道場創立射会 | 9:30~ | 町民弓道館 | |
| 20 | 月 | | | | |
| 21 | 火 | 春分の日 | | | |
| 22 | 水 | | | | |
| 23 | 木 | 母親教室 | 9:30~11:30 | 東部公民館 | 母子手帳 |
| 24 | 金 | 心配ごと・行政相談 | 13:30~16:00 | 東部公民館 | |
| | | 人権相談 | 13:30~16:00 | 東部公民館 | |
| 25 | 土 | 母子健康手帳の交付 | 8:30~11:00 | 役場窓口 | 印鑑 |
| 26 | 日 | 剣道教室閉室式、昇級審査会 | | 町民武道館 | |
| 27 | 月 | | | | |
| 28 | 火 | | | | |
| 29 | 水 | 健康相談 | 10:00~11:30 | 東部公民館 | 健康手帳 |
| 30 | 木 | 育児相談 | 9:30~11:00 | 東部公民館 | 母子手帳 |
| 31 | 金 | 3歳児健診(S60.11.25~S61.3.31生) | 13:30~14:30 | 東部公民館 | 母子手帳、尿 |

▶ちょっと先の予定表(4月)

青少年相談室……1日 心配ごとと行政相談……14日, 28日 母子健康手帳の交付……1日, 15日 4ヶ月児・7ヶ月児健診……6日 ポリオ(予防接種)……11日 1歳6ヶ月児健診……13日 育児相談……20日
岡垣町長選挙, 岡垣町議会議員補欠選挙投票日……4月2日

寄付お礼

次の方から香典返しとして、ご寄付がありました。あつくお礼申し上げます。

- 社会福祉協議会へ()は故人
松丸壽恵(保治) 山田、神谷幸夫(静夫) 上高倉、長一衛(チトセ) 高尾、吉田 淨(繁) 南
山田、入江茂美(時ノ) 糠塚、徳成登美恵(正勝) 内浦、河野繁雄(ヒサ子) 西黒山、野中義晴(キヨコ) 恵の家、門司 猛(キミエ) 吉木、麻生信行(キヌ子) 吉木、神谷修子(久) 上畑、麻生虎夫(キミエ) 吉木、橘木ツタエ(孝男) 三吉、秋武文夫(チヨ) 山田、遠山泰郎(イシ) 西黒山、麻生隆道(茂雄) 吉木
○老人クラブ寿会へ(故人の名前及び寄付者の住所は省略)
松丸壽恵、吉田 淨、入江茂美、門司 猛、麻生信行、麻生虎夫、秋武文夫、麻生隆雄
○社会福祉協議会へ(一般寄付)
遊賀郡農業振興連絡協議会
藤井博美(南高陽)

狂犬病の予防注射

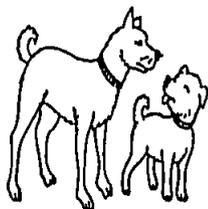
狂犬病予防注射を次の日程で実施します。犬を飼っている方は、必ず受けさせてください。

料金は、四千六百二十円(登録、注射料)です。

なお、この期間中に受けられない場合、最寄りの獣医師で受けさせてください。
(参考) 伊藤動物病院 ☎二八三二二七三二

予防接種受付場所

| 4月3日(月) | 4月4日(火) | 4月5日(水) | 4月6日(木) | 4月7日(金) |
|--|--|---|--|--|
| 10時~11時30分 野間区民館前 岡垣第一公園 | 10時~10時25分 元松原公民館前 10時35分~11時5分 東黒山消防車庫前 11時15分~11時45分 山田公民館 13時30分~14時 波瀬漁協前 14時10分~14時40分 西部公民館 14時50分~15時20分 高倉公民館 | 10時~10時45分 接公園(岡垣池遺構) 東高岡公民館 13時30分~15時 海老浦有公民館 | 10時~10時40分 手野公民館 10時50分~11時30分 三吉町地公民館 13時30分~15時 中央公民館 | 10時~10時35分 上吉切集会所 10時45分~11時40分 西山田公民館 13時30分~15時 東部公民館 |
| 追加日4月11日(火) | | | | |
| 10時~11時30分 中央公民館 13時30分~15時 東部公民館 | | | | |



平成元年4月1日からの

し尿・ごみ収集料金改定のお知らせ

日頃から広域行政にご協力いただき、心からお礼を申し上げます。し尿・ごみ処理行政につきましては私たちの生活環境保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした重要な業務であり管内においては、その適正な処理に努力しているところであります。

現在の収集運搬手数料につきましては、昭和56年4月1日に改定したもので、すでに8ヶ年を経過しようとしています。

業界では、その間料金据置のまま経費節減等による徹底した経営努力を行ってまいりました。

しかしながら、人件費、諸物価等の上昇が著しく企業努力にも限界があり、県下各市町の実態調査、一般産業の賃金状況、諸物価上昇指数の調査の結果、下記のとおり新料金に改定されることとなりました。

住民の皆様には出費多難の折大変ご迷惑をおかけいたしますが、実情をご理解のうえご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

●し尿収集料金

| | | 改定手数料 | 現 行 | 実施期日 | 備 考 |
|-----|-------|----------------|----------------|--------------|-------------------------------------|
| 人頭制 | 普通汲取式 | 1人月 425円 | 1人月 350円 | 平成元年 4月1日 | 一般家庭の普通汲取式便所 |
| | 無臭式 | 1人月 485円 | 1人月 400円 | 平成元年 4月1日 | 無臭トイレ |
| 従量制 | | 18ℓにつき 180円 | 18ℓにつき 150円 | 平成元年 4月1日 | 事業所等不特定多数が使用する便所、一般家庭の簡易水洗便所、不良便槽など |

●ごみ収集料金

| | | 改定手数料 | 現 行 | 実施期日 | 備 考 |
|------|----|--------------------------------|--------------------------------|--------------|-----------------------------|
| 事業所 | 1級 | 1回の排出量 500kgまで毎 3,490円以内 | 1回の排出量 500kgまで毎 3,060円以内 | 平成元年 4月1日 | 1回の排出量 50kg以上200kg未満の事業所 |
| | 2級 | 月額 10,830円以内 | 月額 9,480円以内 | 平成元年 4月1日 | 1回の排出量 5kg以上50kg未満の事業所 |
| 一般家庭 | 3級 | 月額 800円 | 月額 700円 | 平成元年 4月1日 | 1日の排出量 5kg未満の1、2級以外のもの |

遠賀・中間地域広域行政事務組合
TEL 093-293-3581